

令和2年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官


平成30年(ワ)第40号 不当利得金返還請求事件(本訴)

令和元年(ワ)第109号 貸金返還請求事件(反訴)

口頭弁論終結日 令和2年2月25日

5

判

決

本訴原告・反訴被告

(「原告」という。)

訴訟代理人弁護士 二見 宏史

10 東京都中央区銀座4丁目12番15号

本訴被告・反訴原告 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社

(「被告」という。)

代表者代表取締役 金子 良平

訴訟代理人弁護士 藤本 真由美

15

主 文

1 被告は、原告に対し、186万9660円及びうち152万2368円に対する平成23年12月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告は、被告に対し、85万8980円及びこれに対する平成29年2月28日から平成29年3月29日まで年17.8%，平成29年3月30日から支払済みまで年20%の各割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを3分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

4 この判決は、第1，2項に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

25 第1 請求

1 本訴請求

主文第1項と同旨

2 反訴請求

主文第2項と同旨

第2 事案の概要

5 【本訴】

1 請求原因

- (1) 原告は、貸金業者である被告（当時のプロミス株式会社、以下略）との間で、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書の「年月日」、「借入金額」、「弁済額」の各欄記載の通り、金銭消費貸借契約に基づく金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。
- (2) 本件取引における弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限利率を超えて利息として支払われた部分を元本に充当する引直し計算（以下「引直し計算」という。）をすると最終取引日（平成23年12月7日）の時点で152万2368円の過払金が生じている。被告は、原告の損失によって法律上の原因なく同過払金を利得した。
- (3) 被告は(2)の利得について悪意の受益者である。
- (4) よって、原告は、被告に対し、不当利得に基づく返還として過払金152万2368円の、民法704条に基づく最終取引日（平成23年12月7日）までの過払金に係る民法所定年5分の割合による確定利息として34万7292円の、過払金に対する同月8日から支払済みまで同割合による利息の各支払を求める。

2 請求原因に対する被告の認否

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 請求原因(2)は否認し争う。

本件取引は、平成5年9月29日から平成6年5月2日までの取引（以下

「第1取引」という。)と平成7年7月10日から平成23年12月7日までの取引(以下「第2取引」という。)である。第1取引と第2取引は基本契約を異にする。そうすると、平成6年5月2日に終了した第1取引と平成7年7月10日に開始した第2取引とを一連の本件取引として過払金及び利息を計算することはできない。

5

(3) 請求原因(3)は否認し争う。

被告は、本件取引について貸金業法43条1項の適用があると認識し、かつ同認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

(4) 請求原因(4)は争う。

10 3 抗弁

(1) 和解(抗弁(1))

原告と被告は、平成24年2月3日、本件取引に関し債権債務のないことを相互に確認する和解契約を締結した(以下「本件和解契約」という)。したがって、本件取引における前同日までの借入と弁済により生じた過払金は、本件和解契約により消滅した。また、原告が、本訴をもって同過払金の消滅を争うことは、和解の確定効に反し許されない。

15

(2) 第1取引及び第2取引の一部に係る消滅時効(抗弁(2))

ア 第1取引は、平成6年5月2日に終了した。

20

イ 被告は、原告に対し、第2取引について、平成17年7月10日から同年12月5日までの間に、原告に対する貸付を停止し、原告が同日追加貸付の可否を問い合わせたのに対し、貸付ができない旨回答した。そうすると、原告は、同日、第2取引について新たな借入金債務が発生する見込みがない状態になったから、同日の時点で、同日までの第2取引に係る過払金返還請求権を行使する法律上の障害はなくなった。

25

ウ 被告は、原告に対し、本訴において、第1取引及び第2取引のうち本訴提起までに消滅時効が完成した平成20年2月6日の弁済までに係る過

払金返還債務の消滅時効を援用する意思表示をした。

4 抗弁に対する原告の認否

(1) 和解の抗弁（抗弁(1)）に対する認否

抗弁(1)のうち原告と被告との間で本件和解契約が成立したことは認め、その余は争う。本件和解契約は、原告が被告に対する過払金返還請求権を一方的に喪失する内容であり、互譲を欠くから民法上の和解に当たらず、和解の確定効力を生ずるものではない。

(2) 第1取引及び第2取引の一部に係る消滅時効の抗弁（抗弁(2)）に対する認否

抗弁(2)ア、イは、いずれも否認し争う。被告が同ウの意思表示をしたこと認め、その効力は争う。

5 和解の抗弁（抗弁(1)）に対する再抗弁

(1) 動機の錯誤（再抗弁(1)）

ア 原告は、本件取引に係る過払金返還請求権の額が、本訴請求額であるにもかかわらず、引直し計算前の貸金債権の額と乖離がない程度であると信じていた。

イ 原告は、アの過払金返還請求権の額が、引直し計算前の貸金債権の額と乖離がない程度の少額であるので、被告との間で本件和解契約を成立させた。

(2) 公序良俗違反（再抗弁(2)）

ア 被告は、原告との間で本件和解契約を成立させた當時、本件和解契約時における本件取引による過払金が152万円以上であることを知っていたところ、原告に同過払金を放棄させるために、原告に対し、(3)ア(ア)のとおり説明提案して、原告との間で本件和解契約を成立させた。

イ 以上のとおり、本件和解契約は、その内容が原告に一方的に不利であり、その成立に至る経過が、被告が原告を詐欺的に誘導したものであるから、公序良俗に違反し無効である。

(3) 詐欺による取消し（再抗弁(3)）

ア(ア) 被告は、原告に対し、平成23年11月4日、引直し計算後の債権額を秘して、引直し計算が必要であると述べ、引直し計算の方法を説明して、平成24年2月3日、引き直し計算の結果債務が残る可能性があるところ債権債務なしの和解であれば検討可能と提案した。

5 (イ) 原告は、(ア)により、引直し計算をしなければ過払金返還請求をすることができず、かつ被告が原告に対し返還すべき過払金がないものと信じて、被告との間で本件和解契約を成立させた。

(ウ) 本訴請求原因のとおり、本件取引において原告の被告に対する過払金返還請求権がある。

10 イ 原告は、被告に対し、本訴において、アの詐欺を理由に本件和解契約を取り消す意思表示をした。

(4) 消費者契約法4条1項1号による取消し（再抗弁(4)）

ア 被告は、原告に対し、本件和解契約の締結に際し、本件和解契約時における本件取引による過払金が152万円以上であることを説明しなかった。原告は、その結果、同過払金が0円又は被告の原告に対する本件取引に係る貸金残額と乖離しないと誤認して、被告との間で本件和解契約を成立させた。

15 イ 原告は、被告に対し、本訴において、消費者契約法4条1項1号による本件和解契約を取り消す意思表示をした。

6 再抗弁に対する被告の認否

20 (1) 動機の錯誤（再抗弁(1)）について

再抗弁(1)アは不知、同イのうち本件和解契約が成立したことは認め、その余は否認する。

(2) 公序良俗違反（再抗弁(2)）について

再抗弁(2)アのうち被告が引直し計算の方法を説明したこと、本件和解契約が成立したことはいずれも認め、その余及び同イはいずれも否認し争う。本件和解契約当時、過払金返還請求は広く知られていた。被告は原告に対し、

本件和解契約に先立ち、本件取引の取引履歴を開示し、過払金の計算方法を何度も説明した。原告は、その上で被告との間で本件和解契約を締結した。

したがって、本件和解契約は、公序良俗に反するものではない。

(3) 詐欺による取消し（再抗弁(3)）について

5 再抗弁(3)ア(ア)のうち被告が引直し計算の方法を説明したことは認め、その余及び同ア(イ)はいずれも否認し、同ア(ウ)は争う。原告が同イの取消しの意思表示をしたことは認める。

(4) 消費者契約法4条1項1号による取消し（再抗弁(4)）

10 再抗弁(4)アのうち本件和解契約が成立したことは認め、その余は否認し争う。原告が同イの取消しの意思表示をしたことは認める。

【反訴】

1 請求原因

(1) 原告は、被告との間で、別紙お取引照合表の「取引日」、「出金額」、「入金額」の各欄記載の通り、金銭消費貸借契約に基づく金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「別件取引」という。）。約定利息は年17.8%，約定遅延損害金は年20%である。

(2)ア 原告は、被告に対し、債務整理を目的とする受任通知を送付し、同通知は平成29年3月29日、被告に到達した。

15 イ 原告と被告は、別件取引の基本契約において、原告が支払停止に陥った時、原告は当然に期限の利益を喪失する旨を約した。

20 ウ したがって、原告は、平成29年3月29日、別件取引の期限の利益を喪失した。

(3) よって、被告は、原告に対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還として元金85万8980円及びこれに対する平成29年2月28日から平成29年3月29日まで約定利率年17.8%の割合による利息、平成29年3月30日から支払い済みまで約定利率年20%の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する原告の認否

請求原因(1)のうち利息及び遅延損害金に係る合意があることは否認し、その余は不知。本件取引と別件取引とは、事実上1個の連続した貸付取引である。

同(2)ア、イはいずれも不知。同(2)の通知は、本件の原告訴訟代理人と無関係である。同(3)は争う。

第3 裁判所の判断

1 【本訴】請求原因に対する判断

(1) 【本訴】請求原因(1)は、当事者間に争いがないから認められる。

(2)ア 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書のとおり、平成5年9月29日に開始し、3回の追加貸付と8回の返済がされた後、平成6年5月2日に引直し計算前の残元利金全額を返済し(第1取引)、平成7年7月10日に10万円を借り入れ、反復して貸付返済を繰り返し、平成23年12月7日に1万5000円を返済して終了した(第2取引)ものであること(甲2)、第1取引における返済金に係る制限超過部分を元本に充当すると平成6年5月2日に過払金が発生したこと(甲2、弁論の全趣旨)、原告は、平成7年7月10日に10万円を借り入れるに際し、同日、借入申込書を差し入れたこと(丙19)、原告と被告は、同日、極度借入基本契約書を取り交わしたこと(丙28の1)がそれぞれ認められる。

イ 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新

5

10

15

20

25

たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である（最高裁平成19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁、最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

ウ アの認定事実によれば、本件は、原告と被告との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した第1取引に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生したこととなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて第2取引に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合であると認められる。

そして、アの認定事実によれば、第1取引は約7か月の間、第2取引は約16年5か月の間継続したのに対し、第1取引の終了から第2取引の開

5

10

15

20

25

始までの間隔は、約1年2か月であることが認められる。証拠（丙19, 28の1）によれば、原告は、被告に対し、第2取引の開始に際して税込年収と現在借入額を申告しただけで、収入を証明する書類のコピーを交付しなかった。そうすると、第2取引の開始に係る与信審査は、上記認定する限度の自己申告によるものにすぎなかつたと認められる。証拠（甲2, 丙2, 19, 20, 23, 24, 28の1）によれば、被告は、本件取引について同一の会員番号及び口座番号で管理し、第1取引と第2取引との間で識番のみを違えていたこと、被告が原告に対し、第1取引と第2取引を1個の連続した取引として記載した取引一覧表を交付したこと、第1取引と第2取引の主要な取引条件は、第2取引に借入極度額50万円の定めがある点を除き同一であること（特に、本件取引のうち第1取引約定利息が年29.20%，同約定遅延損害金が年32.00%の各割合であり（丙20），うち第2取引の約定利息が年29.20%，同約定遅延損害金が年32.00%の各割合であり（丙28の1），本件取引全体を通じて同一であること）が各認められる。第1取引の残高は、貸付額が20万円に達した後同金額を超えたことがないから（甲2），第1取引の借入極度額は同金額であったと認められ、第2取引の借入極度額50万円は、第1取引の実績を踏まえて、借入極度額を増額したものとみられる。これらの事情は、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価できる事情である。被告は、第2取引終了後、別件取引を開始しても、第2取引の極度借入基本契約書の情報を保持した（丙28の1）。そうすると、被告の取扱においては、複数取引が事実上1個の連続した貸付取引であるか否かの指標として契約書返還の有無を重視できないといえるから、第2取引の借入申込書（丙19）の「ボンドなし」の記載や第1取引の営業帳簿の「取引区分：完済 返却」の記載があること、これにより、被告が原告に対し、第1取引の終了時に第1取引の契約書を返還したとかがわれる

ことによっても、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価するのを妨げる事情とはいひ難い。

以上によれば、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価できるから、イの特段の事情があると認められる。

5 エ したがって、【本訴】請求原因(2)は理由がある。

(3)ア 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

10 イ 被告は、貸金業者である（当事者間に争いがない【本訴】請求原因(1)）。本件の全証拠によても、被告が本件取引において制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したことについて貸金業法43条1項の適用があることや、被告にアの特段の事情があることはいずれも認められない。

15 したがって、【本訴】請求原因(3)は理由がある。

(4) 以上のとおり、【本訴】請求原因(1)ないし(3)はいずれも理由があるから、同(4)は理由がある。

2 【本訴】抗弁(1)（和解の抗弁）に対する判断

(1) 本件和解契約が成立したことは、当事者間に争いがない。

(2) 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成23年10月28日、被告の担当者に電話を架けて、過払金返還請求を知ったので、可能であれば、今の残高から調整してほしい旨を告げた（丙1）。

イ 原告は、平成23年11月4日、被告の担当者に電話を架けて、過払金返還請求について問い合わせ、同担当者は、原告に対し、取引履歴を送付する旨約束した（丙1）。

ウ 原告は、平成23年11月25日、被告の担当者に電話を架けて、過払金利息の計算方法を問い合わせ、同担当者は、原告に対し、利息計算方法及び利息制限法を上回って支払ったものが過払利息であることを説明した（丙1）。

エ 本件取引における引直し計算前の平成23年12月7日時点残高は、23万6397円であった（甲2）。

オ 原告は、被告の担当者が平成24年1月12日原告に電話をかけた際、同担当者に対し、先日計算方法を教えてもらったが、計算できないでいた旨、わかりにくいくらい部分があるのでもう一度教えてほしい旨を述べた（丙1）。

カ 原告は、平成24年1月12日、被告の担当者に電話を架けて、とりあえず自分で計算してみる旨、分からぬ場合は連絡する旨述べた（丙1）。

キ 原告は、平成24年2月3日、被告の担当者に電話を架けて、過払について問い合わせた。同担当者は、原告が〇和解（注 債権債務なしの和解）を希望し、被告の意向を説明して、原告の希望として原告が自分で引直計算するのも大変なので過払金が発生していても〇和解でよいとしたと処理した（丙1）。

ク 平成24年2月3日、本件和解契約が成立した（1）。

（3）（2）の認定事実によれば、原告は、被告の担当者に対し、本件取引について過払金返還請求が可能であるかを問い合わせたが、過払金の有無を判断することも過払金の額を計算することもできなかつたと認められる。本件の全証拠によつても、被告が原告に対し、（2）イのとおり約束した取引履歴を送付したこととは認められない。被告が原告に対して後に送付した平成29年11月10日作成日付の取引一覧表は、引直し計算前の残高を記載したものであるから（甲2）、仮に被告が同約束に従い取引履歴を送付したとしても、同送付した取引履歴も引直し計算前の残高を記載したものであつたとみられる。（2）

の認定事実によれば、原告は、平成24年2月3日に電話を架け、同日に本件和解契約を成立させた時点でも、過払金額を計算することはできていなかったと認められる。本件の全証拠によっても、被告が原告に対し、本件和解契約の成立に先立ち、本件取引における返済金に係る制限超過部分を元本に充當した結果過払金が発生している旨を記載した取引履歴を送付したこと 5 は認められない。そうすると、原告は、同過払金が発生していることを認識しないまま、本件和解契約の成立により、本件取引に関し被告の原告に対し過払金返還債務がないことになるとは認識せず、単に、本件取引に関し原告の被告に対する貸金債務がないことになると認識して、被告との間で本件和解契約を成立させたと認められる。本件の全証拠によっても、認定事実(2)キ 10 の処理について、原告が、過払金が発生していると認識し、本件和解契約の成立により、本件取引に関し被告の原告に対する過払金返還債務がないことになると認識して、被告に対し本件和解契約の締結を申し込んだとも、被告による同契約の締結の申込を承諾したともいはずとも認められない。被告が、原告に対し、何度も引直し計算の方法を説明したとしても、原告は過払金額 15 を計算できていなかったから、上記認定判断を左右するものではない。

したがって、本件和解契約により、本訴請求に係る被告の原告に対する過払金返還債務が消滅したとはいえず、同債務がないことを確認したともいえないから、【本訴】抗弁(1)は、理由がない。

20 3 【本訴】抗弁(2)（第1取引及び第2取引の一部に係る消滅時効の抗弁）に対する判断

(1) 第1取引は、第2取引と事実上1個の連続した貸付取引であると評価できる(1(2))。そうすると、第1取引の終了をもって、本件取引のうち第1取引において既に発生した過払金返還請求権の行使が可能になるとはいえず、同請求権の消滅時効が進行するとはいえない。したがって、【本訴】抗弁(2)アは 25 理由がない。

(2)ア 過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借契約取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、同請求権の行使について上記合意と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行する（最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）。

イ 被告は、原告に対し、第2取引について、平成17年7月10日から同年12月5日までの間に原告に対する貸付を停止し、原告に対し貸付ができるない旨回答した（丙27）。【本訴】請求原因(1)は、当事者間に争いがないから（1(1)），原告は、前同日の後は、本件取引において全く新たな借入をしていない。他方で、2(3)で認定する本件和解契約の成立に至る経過によれば、被告は、平成24年2月3日の本件和解契約の成立に先立ち、原告が被告に対し、本件取引について過払金返還請求が可能であるかを問い合わせたのに対し、引直し計算前の残高を記載した取引履歴を送付したが、本件取引における返済金に係る制限超過部分を元本に充当した結果過払金が発生している旨を記載した取引履歴は送付せず、本件取引に関し被告の原告に対する過払金返還債務がないことを確認する本件和解契約を成立させたと認められるから、原告が前同日の後に過払金返還請求をするのを本訴請求まで妨げたといえる。そうすると、本件取引が、前同日をもって終了したとしても、被告は、原告が前同日までに発生した過払金返還請求権やその後の弁済により発生した同請求権を行使するのを妨げた特段の事情があるから、本件取引のうち平成20年2月6日の弁済までに係る同請求権の消滅時効が完成したとはいえない。仮に同特段の事情があるとはいえないとしても、上記認定判断によれば、被告は、原告による過払金返還請求を妨げたといえるから、被告が、同消滅時効を援用することは、権利を濫用し信義則に反するものとして許されないとすべきである。

ウ 以上により、【本訴】抗弁(2)は、その余の点を検討するまでもなく理由がない。

4 【本訴】抗弁(1)（和解の抗弁）に対する再抗弁のうち再抗弁(3)に対する判断

(1) 仮に、【本訴】抗弁(1)に理由があるとしても、本件和解契約を成立させた原告の意思表示は、被告の詐欺に基づくものであるといえる。その理由は以下のとおりである。

5 すなわち、本件和解契約が成立したのは、平成24年2月3日である（2
10 (2)ク）。貸金業者である被告が、本件取引において制限超過部分を債務の弁済として受領したことについて貸金業法43条1項の適用があるとも、被告に
15 1(3)アの最高裁判決が判示する特段の事情があるともいえない（1(3)イ）。そ
うすると、被告は、原告との間で本件和解契約を成立させた際、本件和解契
約により存在しないことを確認した原告の被告に対する本訴請求に係る過
払金返還請求権があることを知っていたと認められる。他方で、2(3)の認定
15 判断によれば、被告が、同請求権があるのを知りながら、原告に対し、本件
取引における返済金に係る制限超過部分を元本に充当した結果過払金が発
生している旨を記載した取引履歴を送付しなかったために、原告は、同請求
権の有無や被告の原告に対する本件取引に係る貸金債権の有無が不確実で
あると認識して、被告との間で本件和解契約を成立させたと認められる。

20 以上により、被告は、原告との間で本件和解契約を成立させた際、原告の
被告に対する本訴請求に係る過払金返還請求権があることを知りながら、原告
に対しこれを秘して、同請求権の有無や被告の原告に対する本件取引に係
る貸金債権の有無が不確実で争いがあるかのように装い、原告をして、同争
いがあると信じさせて本件和解契約を成立させたと認められる。

- 25 (2) 原告が被告に対し、本訴において詐欺を理由に本件和解契約を取り消す意
思表示をしたことは、当事者間に争いがないから認められる。
- (3) したがって、【本訴】抗弁(1)に理由があるとしても、これに対する詐欺取消
の再抗弁にも、上記認定判断する限度で理由があるから、同抗弁(1)は本訴請
求を妨げるものではない。

5 【本訴】請求に対する判断

以上のとおり、【本訴】請求原因(1)ないし(4)はいずれも理由があり、同抗弁(1)、(2)はいずれも理由がなく、仮に同抗弁(1)に理由があるとしても、これに対する再抗弁(3)は理由があるから、その余の再抗弁について検討するまでもなく、本訴請求は理由がある。

6 【反訴】請求に対する判断

(1) 【反訴】請求原因(1)に係る別件取引における借入・返済の経過は、別紙お取引照合表のとおりである（丙3、弁論の全趣旨）。本件取引の約定利息は年29.20%，同約定遅延損害金は年32.00%の各割合であった（1(2)ウ）。原告は、被告に対し、平成25年4月16日に別件取引を申し込んだと認められる（丙32）。上記認定する別件取引に先立つ本件取引の約定利息及び約定遅延損害金及び本件取引の申込時期によれば、別件取引における約定利息が年17.8%，同約定遅延損害金が年20%の各割合である旨の取引内容記録（丙29）は信用することができるから、同約定利息及び約定遅延損害金の割合は、それぞれ上記取引内容記録のとおりであると認められる。そうすると、【反訴】請求原因(1)は理由がある。

(2) 掲記の証拠によれば、原告と被告は、本件取引において、原告が支払停止により当然に期限の利益を失う旨を約したことや（丙29）、原告は被告に対し、債務整理を目的とする受任通知を送付し、同通知は平成29年3月29日、被告に到達したことが（丙30、31）、それぞれ認められる。そうすると、【反訴】請求原因(2)ないしウは、いずれも理由がある。同通知を発したのが、本訴の原告訴訟代理人でないからといって、同通知の効力に係る上記認定判断を左右するものではない。

(3) 1(1)の認定事実によれば、本件取引は平成23年12月7日の弁済をもつて終了したと認められる。被告が原告に対し別件取引を申し込んだのは、平成25年4月16日である（1）。本件取引の約定利息は年29.20%，同

約定遅延損害金は年 3 2.0 0 % の各割合であるのに対し、別件取引の約定利息は年 1 7.8 %、約定遅延損害金は年 2 0 % の各割合である（(1)）。上記認定する本件取引の終了から別件取引の開始までの間隔や本件取引と別件取引の基本的な取引条件の差異によれば、別件取引は、本件取引と基本契約を異にする上、本件取引と別件取引とが事実上 1 個の連続した貸付取引であると評価することができるとはいえない。そうすると、【反訴】請求原因(3)は理由がある。

5 (4) 以上のとおり、【反訴】請求原因(1)ないし(3)はいずれも理由があるから、反訴請求は理由がある。

第4 結論

10 以上のとおり、本訴請求及び反訴請求は、いずれも理由があるから認容すべきである。よって、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判官

前澤



利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

過払利率 5%

会員番号:

債権者: SMBCコンシューマーファイナンス株式会社

作成者: 申立代理人弁護士 二見宏史

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	H5.9.29	150,000		0.18				150,000		
2	H5.9.30	50,000		0.18	1	73	73	200,000	0	0
3	H5.11.15		13,000	0.18	46	4,536	0	191,609	0	0
4	H5.11.16	4,000		0.18	1	94	94	195,609	0	0
5	H5.11.16	1,000		0.18	0	0	94	196,609	0	0
6	H5.12.17		20,000	0.18	31	3,005	0	179,708	0	0
7	H6.1.12		10,000	0.18	26	2,304	0	172,012	0	0
8	H6.2.17		5,026	0.18	36	3,053	0	170,039	0	0
9	H6.2.25		7,000	0.18	8	670	0	163,709	0	0
10	H6.3.14		6,000	0.18	17	1,372	0	159,081	0	0
11	H6.3.30		6,000	0.18	16	1,255	0	154,336	0	0
12	H6.4.11		10,000	0.18	12	913	0	145,249	0	0
13	H6.5.2		159,596	0.18	21	1,504	0	-12,843	0	0
14	H7.7.10	100,000		0.18	434	0	0	86,394	-763	0
15	H7.7.22	20,000		0.18	12	511	511	106,394	0	0
16	H7.7.22	30,000		0.18	0	0	511	136,394	0	0
17	H7.7.27	50,000		0.18	5	336	847	186,394	0	0
18	H7.8.7		9,000	0.18	11	1,011	0	179,252	0	0
19	H7.8.7	5,000		0.18	0	0	0	184,252	0	0
20	H7.9.4		9,000	0.18	28	2,544	0	177,796	0	0
21	H7.9.4	5,000		0.18	0	0	0	182,796	0	0
22	H7.10.7		11,000	0.18	33	2,974	0	174,770	0	0
23	H7.10.7	5,000		0.18	0	0	0	179,770	0	0
24	H7.11.7		11,000	0.18	31	2,748	0	171,518	0	0
25	H7.11.7	100,000		0.18	0	0	0	271,518	0	0
26	H7.11.14	6,000		0.18	7	937	937	277,518	0	0
27	H7.12.7		20,000	0.18	23	3,147	0	261,602	0	0
28	H7.12.7	13,000		0.18	0	0	0	274,602	0	0
29	H8.1.7		13,000	0.18	31	4,195	0	265,797	0	0
30	H8.1.7	6,000		0.18	0	0	0	271,797	0	0
31	H8.2.4		12,000	0.18	28	3,742	0	263,539	0	0
32	H8.2.4	5,000		0.18	0	0	0	268,539	0	0
33	H8.3.8		13,000	0.18	33	4,358	0	259,897	0	0
34	H8.3.8	5,000		0.18	0	0	0	264,897	0	0
35	H8.4.3		12,000	0.18	26	3,387	0	256,284	0	0
36	H8.4.3	100,000		0.18	0	0	0	356,284	0	0
37	H8.4.3		70,000	0.18	0	0	0	286,284	0	0
38	H8.4.6	20,000		0.18	3	422	422	306,284	0	0
39	H8.4.6	20,000		0.18	0	0	422	326,284	0	0
40	H8.4.10	30,000		0.18	4	641	1,063	356,284	0	0
41	H8.4.18	6,000		0.18	8	1,401	2,464	362,284	0	0
42	H8.5.7		20,000	0.18	19	3,385	0	348,133	0	0
43	H8.5.7	50,000		0.18	0	0	0	398,133	0	0
44	H8.5.7		30,000	0.18	0	0	0	368,133	0	0
45	H8.5.8	15,000		0.18	1	181	181	383,133	0	0
46	H8.5.12	24,000		0.18	4	753	934	407,133	0	0
47	H8.6.4		15,000	0.18	23	4,605	0	397,672	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H8. 6. 4	5,000		0.18	0	0	0	402,672	0	0
49	H8. 7. 5		17,000	0.18	31	6,139	0	391,811	0	0
50	H8. 7. 5	6,000		0.18	0	0	0	397,811	0	0
51	H8. 8. 2		16,000	0.18	28	5,478	0	387,289	0	0
52	H8. 8. 2	6,000		0.18	0	0	0	393,289	0	0
53	H8. 9. 10		21,000	0.18	39	7,543	0	379,832	0	0
54	H8. 9. 10	7,000		0.18	0	0	0	386,832	0	0
55	H8. 10. 2		15,000	0.18	22	4,185	0	376,017	0	0
56	H8. 10. 2	7,000		0.18	0	0	0	383,017	0	0
57	H8. 11. 11		20,000	0.18	40	7,534	0	370,551	0	0
58	H8. 11. 11	6,000		0.18	0	0	0	376,551	0	0
59	H8. 12. 9		20,000	0.18	28	5,185	0	361,736	0	0
60	H8. 12. 9	9,000		0.18	0	0	0	370,736	0	0
61	H9. 1. 10		20,000	0.18	32	5,839	0	356,575	0	0
62	H9. 2. 5		20,000	0.18	26	4,571	0	341,146	0	0
63	H9. 2. 5	5,000		0.18	0	0	0	346,146	0	0
64	H9. 2. 13	50,000		0.18	8	1,365	1,365	396,146	0	0
65	H9. 2. 15	15,000		0.18	2	390	1,755	411,146	0	0
66	H9. 3. 6		20,000	0.18	19	3,852	0	396,753	0	0
67	H9. 3. 6	8,000		0.18	0	0	0	404,753	0	0
68	H9. 4. 10		20,000	0.18	35	6,986	0	391,739	0	0
69	H9. 4. 10	6,000		0.18	0	0	0	397,739	0	0
70	H9. 5. 11		20,000	0.18	31	6,080	0	383,819	0	0
71	H9. 5. 11	8,000		0.18	0	0	0	391,819	0	0
72	H9. 6. 6		20,000	0.18	26	5,023	0	376,842	0	0
73	H9. 6. 6	9,000		0.18	0	0	0	385,842	0	0
74	H9. 7. 11		30,000	0.18	35	6,659	0	362,501	0	0
75	H9. 7. 11	16,000		0.18	0	0	0	378,501	0	0
76	H9. 8. 5		20,000	0.18	25	4,666	0	363,167	0	0
77	H9. 8. 5	10,000		0.18	0	0	0	373,167	0	0
78	H9. 9. 8		20,000	0.18	34	6,256	0	359,423	0	0
79	H9. 9. 8	6,000		0.18	0	0	0	365,423	0	0
80	H9. 10. 6		20,000	0.18	28	5,045	0	350,468	0	0
81	H9. 10. 6	9,000		0.18	0	0	0	359,468	0	0
82	H9. 11. 6		22,000	0.18	31	5,495	0	342,963	0	0
83	H9. 12. 5		17,000	0.18	29	4,904	0	330,867	0	0
84	H10. 1. 10		20,000	0.18	36	5,874	0	316,741	0	0
85	H10. 2. 4		15,000	0.18	25	3,905	0	305,646	0	0
86	H10. 3. 4		16,000	0.18	28	4,220	0	293,866	0	0
87	H10. 3. 4	32,000		0.18	0	0	0	325,866	0	0
88	H10. 4. 3		18,000	0.18	30	4,821	0	312,687	0	0
89	H10. 4. 3	6,000		0.18	0	0	0	318,687	0	0
90	H10. 5. 9		20,000	0.18	36	5,657	0	304,344	0	0
91	H10. 5. 9	6,000		0.18	0	0	0	310,344	0	0
92	H10. 6. 5		16,000	0.18	27	4,132	0	298,476	0	0
93	H10. 6. 5	5,000		0.18	0	0	0	303,476	0	0
94	H10. 7. 7		18,000	0.18	32	4,789	0	290,265	0	0
95	H10. 7. 7	5,000		0.18	0	0	0	295,265	0	0
96	H10. 8. 7		15,000	0.18	31	4,513	0	284,778	0	0
97	H10. 8. 7	3,000		0.18	0	0	0	287,778	0	0
98	H10. 9. 6		20,000	0.18	30	4,257	0	272,035	0	0
99	H10. 9. 6	8,000		0.18	0	0	0	280,035	0	0
100	H10. 10. 8		18,000	0.18	32	4,419	0	266,454	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H10.10.8	5,000		0.18	0	0	0	271,454	0	0
102	H10.11.7		18,000	0.18	30	4,016	0	257,470	0	0
103	H10.11.7	6,000		0.18	0	0	0	263,470	0	0
104	H10.12.7		17,000	0.18	30	3,897	0	250,367	0	0
105	H10.12.7	5,000		0.18	0	0	0	255,367	0	0
106	H11.1.6		18,000	0.18	30	3,778	0	241,145	0	0
107	H11.1.6	6,000		0.18	0	0	0	247,145	0	0
108	H11.2.7		13,000	0.18	32	3,900	0	238,045	0	0
109	H11.2.8		5,000	0.18	1	117	0	233,162	0	0
110	H11.2.8	4,000		0.18	0	0	0	237,162	0	0
111	H11.2.8		1,000	0.18	0	0	0	236,162	0	0
112	H11.3.3		20,000	0.18	23	2,678	0	218,840	0	0
113	H11.3.3	12,000		0.18	0	0	0	230,840	0	0
114	H11.4.4		20,000	0.18	32	3,642	0	214,482	0	0
115	H11.4.4	7,000		0.18	0	0	0	221,482	0	0
116	H11.5.8		25,000	0.18	34	3,713	0	200,195	0	0
117	H11.5.8	12,000		0.18	0	0	0	212,195	0	0
118	H11.6.14		25,000	0.18	37	3,871	0	191,066	0	0
119	H11.7.5		14,000	0.18	21	1,978	0	179,044	0	0
120	H11.7.5	16,000		0.18	0	0	0	195,044	0	0
121	H11.8.4		22,000	0.18	30	2,885	0	175,929	0	0
122	H11.8.4	10,000		0.18	0	0	0	185,929	0	0
123	H11.9.8		25,000	0.18	35	3,209	0	164,138	0	0
124	H11.9.8	10,000		0.18	0	0	0	174,138	0	0
125	H11.10.6		25,000	0.18	28	2,404	0	151,542	0	0
126	H11.10.8	14,000		0.18	2	149	149	165,542	0	0
127	H11.11.6		28,000	0.18	29	2,367	0	140,058	0	0
128	H11.11.6	16,000		0.18	0	0	0	156,058	0	0
129	H11.12.7		25,000	0.18	31	2,385	0	133,443	0	0
130	H11.12.7	12,000		0.18	0	0	0	145,443	0	0
131	H12.1.5		30,000	0.18	29	2,079	0	117,522	0	0
132	H12.1.5	19,000		0.18	0	0	0	136,522	0	0
133	H12.2.6		25,000	0.18	32	2,148	0	113,670	0	0
134	H12.2.6	12,000		0.18	0	0	0	125,670	0	0
135	H12.3.6		25,000	0.18	29	1,792	0	102,462	0	0
136	H12.3.6	15,000		0.18	0	0	0	117,462	0	0
137	H12.4.6		25,000	0.18	31	1,790	0	94,252	0	0
138	H12.4.6	14,000		0.18	0	0	0	108,252	0	0
139	H12.5.8		30,000	0.18	32	1,703	0	79,955	0	0
140	H12.5.8	19,000		0.18	0	0	0	98,955	0	0
141	H12.6.7		25,000	0.18	30	1,459	0	75,414	0	0
142	H12.6.7	14,000		0.18	0	0	0	89,414	0	0
143	H12.7.6		30,000	0.18	29	1,275	0	60,689	0	0
144	H12.7.6	20,000		0.18	0	0	0	80,689	0	0
145	H12.8.7		30,000	0.18	32	1,269	0	51,958	0	0
146	H12.8.7	19,000		0.18	0	0	0	70,958	0	0
147	H12.9.7		35,000	0.18	31	1,081	0	37,039	0	0
148	H12.9.7	24,000		0.18	0	0	0	61,039	0	0
149	H12.10.6		20,000	0.18	29	870	0	41,909	0	0
150	H12.10.6	10,000		0.18	0	0	0	51,909	0	0
151	H12.11.8		30,000	0.18	33	842	0	22,751	0	0
152	H12.11.8	18,000		0.18	0	0	0	40,751	0	0
153	H12.12.7		30,000	0.18	29	581	0	11,332	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H12.12.7	20,000		0.18	0	0	0	31,332	0	0
155	H13.1.11		30,000	0.18	35	539	0	1,871	0	0
156	H13.1.11	17,000		0.18	0	0	0	18,871	0	0
157	H13.2.5		26,000	0.18	25	232	0	-6,897	0	0
158	H13.2.5	18,000		0.18	0	0	0	11,103	0	0
159	H13.3.7		28,000	0.18	30	164	0	-16,733	0	0
160	H13.3.7	17,000		0.18	0	0	0	267	0	0
161	(H13.4.5)		30,000	0.18	29	3	0	-29,730	0	0
162	H13.4.5	20,000		0.18	0	0	0	-9,730	0	0
163	H13.5.9		21,000	0.18	34	0	0	-30,730	-45	-45
164	H13.5.9	9,000		0.18	0	0	0	-21,775	0	0
165	H13.6.6		24,000	0.18	28	0	0	-45,775	-83	-83
166	H13.6.6	14,000		0.18	0	0	0	-31,858	0	0
167	H13.7.5		30,000	0.18	29	0	0	-61,858	-126	-126
168	H13.7.5	20,000		0.18	0	0	0	-41,984	0	0
169	H13.8.7		30,000	0.18	33	0	0	-71,984	-189	-189
170	H13.8.15	18,000		0.18	8	0	0	-54,251	-78	0
171	H13.9.8		20,000	0.18	24	0	0	-74,251	-178	-178
172	H13.9.8	9,000		0.18	0	0	0	-65,429	0	0
173	H13.10.8		20,000	0.18	30	0	0	-85,429	-268	-268
174	H13.10.8	9,000		0.18	0	0	0	-76,697	0	0
175	H13.11.6		30,000	0.18	29	0	0	-106,697	-304	-304
176	H13.11.7	20,000		0.18	1	0	0	-87,015	-14	0
177	H13.12.6		25,000	0.18	29	0	0	-112,015	-345	-345
178	H14.1.7	15,000		0.18	32	0	0	-97,851	-491	0
179	H14.1.7		25,000	0.18	0	0	0	-122,851	0	0
180	H14.1.7	14,000		0.18	0	0	0	-108,851	0	0
181	H14.2.7		20,000	0.18	31	0	0	-128,851	-462	-462
182	H14.3.6		20,000	0.18	27	0	0	-148,851	-476	-938
183	H14.3.6	20,000		0.18	0	0	0	-129,789	0	0
184	H14.4.8		26,000	0.18	33	0	0	-155,789	-586	-586
185	H14.4.8	14,000		0.18	0	0	0	-142,375	0	0
186	H14.5.9		25,000	0.18	31	0	0	-167,375	-604	-604
187	H14.5.9	14,000		0.18	0	0	0	-153,979	0	0
188	H14.6.7		20,000	0.18	29	0	0	-173,979	-611	-611
189	H14.7.3	10,000		0.18	26	0	0	-165,209	-619	0
190	H14.7.10		20,000	0.18	7	0	0	-185,209	-158	-158
191	H14.7.10	8,000		0.18	0	0	0	-177,367	0	0
192	H14.8.6		10,000	0.18	27	0	0	-187,367	-656	-656
193	H14.9.6		30,000	0.18	31	0	0	-217,367	-795	-1,451
194	H14.9.12	10,000		0.18	6	0	0	-208,996	-178	0
195	H14.9.12	10,000		0.18	0	0	0	-198,996	0	0
196	H14.10.6		30,000	0.18	24	0	0	-228,996	-654	-654
197	H14.10.7	10,000		0.18	1	0	0	-219,681	-31	0
198	H14.10.8	9,000		0.18	1	0	0	-210,711	-30	0
199	H14.11.8		20,000	0.18	31	0	0	-230,711	-894	-894
200	H14.11.13	9,000		0.18	5	0	0	-222,763	-158	0
201	H14.12.9		30,000	0.18	26	0	0	-252,763	-793	-793
202	H14.12.9	19,000		0.18	0	0	0	-234,556	0	0
203	H15.1.8		30,000	0.18	30	0	0	-264,556	-963	-963
204	H15.1.10	19,000		0.18	2	0	0	-246,591	-72	0
205	H15.2.6		25,000	0.18	27	0	0	-271,591	-912	-912
206	H15.2.13	15,000		0.18	7	0	0	-257,763	-260	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	H15.3.7		30,000	0.18	22	0	0	-287,763	-776	-776
208	H15.3.7	20,000		0.18	0	0	0	-268,539	0	0
209	H15.4.15		21,000	0.18	39	0	0	-289,539	-1,434	-1,434
210	H15.4.16	7,000		0.18	1	0	0	-284,012	-39	0
211	H15.5.17		27,000	0.18	31	0	0	-311,012	-1,206	-1,206
212	H15.6.24		20,000	0.18	38	0	0	-331,012	-1,618	-2,824
213	H15.6.30	22,000		0.18	6	0	0	-312,108	-272	0
214	H15.7.28		15,000	0.18	28	0	0	-327,108	-1,197	-1,197
215	H15.7.28	3,000		0.18	0	0	0	-325,305	0	0
216	H15.8.21		20,000	0.18	24	0	0	-345,305	-1,069	-1,069
217	H15.8.22	10,000		0.18	1	0	0	-336,421	-47	0
218	H15.8.24	1,000		0.18	2	0	0	-335,513	-92	0
219	H15.9.25		20,000	0.18	32	0	0	-355,513	-1,470	-1,470
220	H15.9.28	8,000		0.18	3	0	0	-349,129	-146	0
221	H15.10.21		22,000	0.18	23	0	0	-371,129	-1,099	-1,099
222	H15.10.21	10,000		0.18	0	0	0	-362,228	0	0
223	H15.10.21	3,000		0.18	0	0	0	-359,228	0	0
224	H15.11.20		20,000	0.18	30	0	0	-379,228	-1,476	-1,476
225	H15.11.21	9,000		0.18	1	0	0	-371,755	-51	0
226	H15.12.29		20,000	0.18	38	0	0	-391,755	-1,935	-1,935
227	H16.1.7	4,000		0.18	9	0	0	-390,171	-481	0
228	H16.1.7	2,000		0.18	0	0	0	-388,171	0	0
229	H16.1.18		12,000	0.18	11	0	0	-400,171	-583	-583
230	H16.2.19	5,000		0.18	32	0	0	-397,503	-1,749	0
231	H16.2.23		23,000	0.18	4	0	0	-420,503	-217	-217
232	H16.2.24	11,000		0.18	1	0	0	-409,777	-57	0
233	H16.3.25		20,000	0.18	30	0	0	-429,777	-1,679	-1,679
234	H16.3.25	9,000		0.18	0	0	0	-422,456	0	0
235	H16.4.25		12,000	0.18	31	0	0	-434,456	-1,789	-1,789
236	H16.5.25		11,000	0.18	30	0	0	-445,456	-1,780	-3,569
237	H16.6.5	1,000		0.18	11	0	0	-445,456	-669	-3,238
238	H16.7.7		16,000	0.18	32	0	0	-461,456	-1,947	-5,185
239	H16.7.17	1,000		0.18	10	0	0	-461,456	-630	-4,815
240	H16.8.6		17,000	0.18	20	0	0	-478,456	-1,260	-6,075
241	H16.8.15	6,000		0.18	9	0	0	-478,456	-588	-663
242	H16.9.8		18,000	0.18	24	0	0	-496,456	-1,568	-2,231
243	H16.9.12	7,000		0.18	4	0	0	-491,958	-271	0
244	H16.10.6		20,000	0.18	24	0	0	-511,958	-1,612	-1,612
245	H16.10.9	10,000		0.18	3	0	0	-503,779	-209	0
246	H16.11.8		18,000	0.18	30	0	0	-521,779	-2,064	-2,064
247	H16.11.8	6,000		0.18	0	0	0	-517,843	0	0
248	H16.12.13		20,000	0.18	35	0	0	-537,843	-2,476	-2,476
249	H16.12.14	8,000		0.18	1	0	0	-532,392	-73	0
250	H17.1.9		12,000	0.18	26	0	0	-544,392	-1,892	-1,892
251	H17.1.16	2,000		0.18	7	0	0	-544,392	-522	-414
252	H17.2.8		18,000	0.18	23	0	0	-562,392	-1,715	-2,129
253	H17.2.13	8,000		0.18	5	0	0	-556,906	-385	0
254	H17.3.10		19,000	0.18	25	0	0	-575,906	-1,907	-1,907
255	H17.3.11	8,000		0.18	1	0	0	-569,891	-78	0
256	H17.4.5		10,000	0.18	25	0	0	-579,891	-1,951	-1,951
257	H17.5.11		13,000	0.18	36	0	0	-592,891	-2,859	-4,810
258	H17.6.7		15,000	0.18	27	0	0	-607,891	-2,192	-7,002
259	H17.6.27	7,000		0.18	20	0	0	-607,891	-1,665	-1,667

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
260	H17.7.7		20,000	0.18	10	0	0	-627,891	-832	-2,499
261	H17.7.10	9,000		0.18	3	0	0	-621,648	-258	0
262	H17.8.9		12,000	0.18	30	0	0	-633,648	-2,554	-2,554
263	H17.9.6		10,000	0.18	28	0	0	-643,648	-2,430	-4,984
264	H17.10.11		12,000	0.18	35	0	0	-655,648	-3,085	-8,069
265	H17.10.11		1,000	0.18	0	0	0	-656,648	0	-8,069
266	H17.11.6		20,000	0.18	26	0	0	-676,648	-2,338	-10,407
267	H17.12.5		12,000	0.18	29	0	0	-688,648	-2,688	-13,095
268	H18.1.8		12,000	0.18	34	0	0	-700,648	-3,207	-16,302
269	H18.2.7		11,000	0.18	30	0	0	-711,648	-2,879	-19,181
270	H18.3.6		10,000	0.18	27	0	0	-721,648	-2,632	-21,813
271	H18.4.7		15,000	0.18	32	0	0	-736,648	-3,163	-24,976
272	H18.5.10		13,000	0.18	33	0	0	-749,648	-3,330	-28,306
273	H18.6.6		10,000	0.18	27	0	0	-759,648	-2,772	-31,078
274	H18.7.5		10,000	0.18	29	0	0	-769,648	-3,017	-34,095
275	H18.8.7		13,000	0.18	33	0	0	-782,648	-3,479	-37,574
276	H18.9.6		13,000	0.18	30	0	0	-795,648	-3,216	-40,790
277	H18.10.7		12,000	0.18	31	0	0	-807,648	-3,378	-44,168
278	H18.11.9		11,000	0.18	33	0	0	-818,648	-3,651	-47,819
279	H18.12.6		12,000	0.18	27	0	0	-830,648	-3,027	-50,846
280	H19.1.5		13,000	0.18	30	0	0	-843,648	-3,413	-54,259
281	H19.2.4		13,000	0.18	30	0	0	-856,648	-3,467	-57,726
282	H19.3.5		13,000	0.18	29	0	0	-869,648	-3,403	-61,129
283	H19.4.5		13,000	0.18	31	0	0	-882,648	-3,693	-64,822
284	H19.5.8		13,000	0.18	33	0	0	-895,648	-3,990	-68,812
285	H19.6.5		15,000	0.18	28	0	0	-910,648	-3,435	-72,247
286	H19.7.5		15,000	0.18	30	0	0	-925,648	-3,742	-75,989
287	H19.8.9		14,000	0.18	35	0	0	-939,648	-4,438	-80,427
288	H19.9.5		10,000	0.18	27	0	0	-949,648	-3,475	-83,902
289	H19.10.5		10,000	0.18	30	0	0	-959,648	-3,902	-87,804
290	H19.11.8		11,000	0.18	34	0	0	-970,648	-4,469	-92,273
291	H19.12.9		15,000	0.18	31	0	0	-985,648	-4,121	-96,394
292	H20.1.7		12,000	0.18	29	0	0	-997,648	-3,913	-100,307
293	H20.2.6		11,000	0.18	30	0	0	-1,008,648	-4,088	-104,395
294	H20.3.6		13,000	0.18	29	0	0	-1,021,648	-3,996	-108,391
295	H20.4.6		15,000	0.18	31	0	0	-1,036,648	-4,326	-112,717
296	H20.5.8		12,000	0.18	32	0	0	-1,048,648	-4,531	-117,248
297	H20.6.6		14,000	0.18	29	0	0	-1,062,648	-4,154	-121,402
298	H20.7.7		15,000	0.18	31	0	0	-1,077,648	-4,500	-125,902
299	H20.8.6		15,000	0.18	30	0	0	-1,092,648	-4,416	-130,318
300	H20.9.5		9,000	0.18	30	0	0	-1,101,648	-4,478	-134,796
301	H20.9.6		5,000	0.18	1	0	0	-1,106,648	-150	-134,946
302	H20.10.3		13,000	0.18	27	0	0	-1,119,648	-4,081	-139,027
303	H20.11.6		13,000	0.18	34	0	0	-1,132,648	-5,200	-144,227
304	H20.12.5		15,000	0.18	29	0	0	-1,147,648	-4,487	-148,714
305	H21.1.5		13,000	0.18	31	0	0	-1,160,648	-4,862	-153,576
306	H21.2.5		13,000	0.18	31	0	0	-1,173,648	-4,928	-158,504
307	H21.3.14		10,000	0.18	37	0	0	-1,183,648	-5,948	-164,452
308	H21.4.6		6,000	0.18	23	0	0	-1,189,648	-3,729	-168,181
309	H21.5.5		8,000	0.18	29	0	0	-1,197,648	-4,725	-172,906
310	H21.6.4		15,000	0.18	30	0	0	-1,212,648	-4,921	-177,827
311	H21.7.4		8,000	0.18	30	0	0	-1,220,648	-4,983	-182,810
312	H21.8.6		8,000	0.18	33	0	0	-1,228,648	-5,517	-188,327

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
313	H21.9.10		1,000	0.18	35	0	0	-1,229,648	-5,890	-194,217
314	H21.9.16		9,000	0.18	6	0	0	-1,238,648	-1,010	-195,227
315	H21.10.6		5,000	0.18	20	0	0	-1,243,648	-3,393	-198,620
316	H21.11.6		8,000	0.18	31	0	0	-1,251,648	-5,281	-203,901
317	H21.12.5		8,000	0.18	29	0	0	-1,259,648	-4,972	-208,873
318	H22.1.5		8,000	0.18	31	0	0	-1,267,648	-5,349	-214,222
319	H22.2.5		8,000	0.18	31	0	0	-1,275,648	-5,383	-219,605
320	H22.3.5		13,000	0.18	28	0	0	-1,288,648	-4,892	-224,497
321	H22.4.6		8,000	0.18	32	0	0	-1,296,648	-5,648	-230,145
322	H22.5.6		15,000	0.18	30	0	0	-1,311,648	-5,328	-235,473
323	H22.6.7		10,000	0.18	32	0	0	-1,321,648	-5,749	-241,222
324	H22.7.5		8,000	0.18	28	0	0	-1,329,648	-5,069	-246,291
325	H22.8.13		10,000	0.18	39	0	0	-1,339,648	-7,103	-253,394
326	H22.9.15		15,000	0.18	33	0	0	-1,354,648	-6,055	-259,449
327	H22.10.6		15,000	0.18	21	0	0	-1,369,648	-3,896	-263,345
328	H22.11.5		7,000	0.18	30	0	0	-1,376,648	-5,628	-268,973
329	H22.12.8		8,000	0.18	33	0	0	-1,384,648	-6,223	-275,196
330	H23.1.5		6,000	0.18	28	0	0	-1,390,648	-5,310	-280,506
331	H23.2.8		15,000	0.18	34	0	0	-1,405,648	-6,476	-286,982
332	H23.3.4		5,000	0.18	24	0	0	-1,410,648	-4,621	-291,603
333	H23.4.13		9,000	0.18	40	0	0	-1,419,648	-7,729	-299,332
334	H23.5.7		10,000	0.18	24	0	0	-1,429,648	-4,667	-303,999
335	H23.6.7		15,000	0.18	31	0	0	-1,444,648	-6,071	-310,070
336	H23.7.6		15,000	0.18	29	0	0	-1,459,648	-5,739	-315,809
337	H23.7.17		15,000	0.18	11	0	0	-1,474,648	-2,199	-318,008
338	H23.8.5		15,000	0.18	19	0	0	-1,489,648	-3,838	-321,846
339	H23.9.7		5,720	0.18	33	0	0	-1,495,368	-6,734	-328,580
340	H23.10.7		6,000	0.18	30	0	0	-1,501,368	-6,145	-334,725
341	H23.11.10		6,000	0.18	34	0	0	-1,507,368	-6,992	-341,717
342	H23.12.7		15,000	0.18	27	0	0	-1,522,368	-5,575	-347,292
343				0.18	0	0	0	0	0	0
344	合計	1,976,000	3,706,342	0.18	0	0	0	-1,869,660	0	0

員番号 :

名 :

口座番号 : 01

様

成25年 4月 16日 ~ 平成29年 2月 28日 のお取引について、開示いたします。
 契約内容の確認を希望される場合は、下記お問合せ先までお申出ください。
 お問合せ先】

MBCコンシューマーファイナンス(株) 管理第一センター
 所: 東京都中央区銀座4丁目12番15号
 E L: 0120 - 72 - 9500

成日 平成30年 4月 9日

取引日	取引方法	手数料累計	通常	利息			未清算利息
出金額	入金額	発生手数料	遅延	遅延利息	元金返済	貸付残高	過不足金額
25/04/16	ATM	0					
200,000		0				200,000	
25/04/16	提携	0	0日	0			0
50,000		0	0日	0		250,000	0
25/04/17	提携	0	1日	121			121
100,000		0	0日	0		350,000	0
/04/29	提携	0	12日	2,048			0
		30,000	0	0日	0		0
25/05/02	提携	0	3日	471		322,169	0
50,000		0	0日	0		372,169	0
25/05/07	提携	0	5日	907			1,378
80,000		0	0日	0		452,169	0
25/05/08	提携	0	1日	220			0
		80,000	0	0日	0	373,767	0
25/05/14	提携	0	6日	1,093			0
70,000		0	0日	0		443,767	1,093
25/05/20	提携	0	6日	1,298			0
70,000		0	0日	0		513,767	2,391
25/05/22	提携	0	2日	501			0
		90,000	0	0日	0	426,659	0
25/05/25	提携	0	3日	624			0
		50,000	210	0日	0	377,493	0
25/05/28	提携	0	3日	552			552
50,000		0	0日	0		427,493	0
25/05/28	提携	0	0日	0			552
50,000		0	0日	0		477,493	0
25/06/04	提携	0	7日	1,630			2,182
70,000		0	0日	0		547,493	0
25/06/05	提携	0	1日	266			2,448
50,000		0	0日	0		597,493	0
25/06/11	提携	0	6日	1,748			4,196
50,000		0	0日	0		647,493	0
25/06/18	提携	0	7日	2,210			6,406
40,000		0	0日	0		687,493	0
25/06/19	提携	0	1日	335			0
		90,000	0	0日	0	83,259	0
25/06/19	提携	0	0日	0		604,234	0
		10,000	0	0日	0		0
25/06/24	提携	0	5日	1,448		10,000	594,234
70,000		0	0日	0			0
25/06/26	提携	0	2日	647		664,234	1,448
		250,000	210	0日	0	247,695	0
						416,539	0

H25/07/01	提携	0	5日	1,015		1,01
90,000		0	0日	0	506,539	
H25/07/02	提携	210	1日	247		1,26
50,000		210	0日	0	556,539	
H25/07/03	提携	0	1日	271		
50,000		210	0日	0	48,047	508,492
H25/07/04	提携	210	1日	247		24
30,000		210	0日	0	538,492	
H25/07/09	提携	210	5日	1,313		1,56
70,000		0	0日	0	608,492	
H25/07/11	提携	210	2日	593		2,15
20,000		0	0日	0	628,492	
H25/07/13	提携	210	2日	612		2,76
70,000		0	0日	0	698,492	
H25/07/16	提携	210	3日	1,021		3,78
30,000		0	0日	0	728,492	
H25/07/17	提携	0	1日	355		
100,000		0	0日	0	95,649	632,843
H25/07/22	提携	0	5日	1,543		1,54
30,000		0	0日	0	662,843	
H25/07/23	提携	0	1日	323		1,86
10,000		0	0日	0	672,843	
7/07/30	提携	210	7日	2,296		4,16
30,000		210	0日	0	702,843	
H25/07/31	提携	210	1日	342		4,50
70,000		0	0日	0	772,843	
H25/08/05	提携	420	5日	1,884		6,38
30,000		210	0日	0	802,843	
H25/08/13	提携	420	8日	3,132		9,52
50,000		0	0日	0	852,843	
H25/08/22	提携	0	9日	3,743		
50,000		210	0日	0	36,107	816,736
H25/08/22	提携	0	0日	0		0
50,000		210	0日	0	49,790	766,946
H25/08/28	提携	0	6日	2,244		0
70,000		210	0日	0	67,546	699,400
H25/09/03	提携	0	6日	2,046		2,04
50,000		0	0日	0	749,400	
H25/09/10	提携	0	7日	2,558		4,60
60,000		0	0日	0	809,400	
H25/09/10	提携	210	0日	0		4,60
50,000		210	0日	0	859,400	
H25/09/26	提携	0	16日	6,705		0
50,000		210	0日	0	38,271	821,129
H25/10/02	提携	0	6日	2,402		2,40
30,000		0	0日	0	851,129	
H25/10/26	提携	0	24日	9,961		0
22,000		0	0日	0	9,637	841,492
H25/10/27	提携	0	1日	410		0
3,000		0	0日	0	2,590	838,902
H25/10/27	提携	0	0日	0		0
20,000		0	0日	0	858,902	
H25/10/30	提携	0	3日	1,256		0
80,000		210	0日	0	78,534	780,368
H25/11/05	提携	210	6日	2,283		2,28
70,000		210	0日	0	850,368	
H25/11/19	A T M	210	14日	5,805		8,08
9,000		0	0日	0	859,368	

H25/11/27	提携	0	8日	3,352			
		50,000	0	0日	0	38,350	821,018
H25/12/03	提携	0	6日	2,402			
30,000		0	0日	0		851,018	2,40
H25/12/10	A T M	0	7日	2,905			
8,000		0	0日	0		859,018	5,30
H25/12/26	提携	0	16日	6,702			
		52,000	0	0日	0	39,991	819,027
H25/12/31	提携	210	5日	1,997			
40,000		210	0日	0		859,027	1,99
H26/01/27	提携	0	27日	11,310			
		40,000	0	0日	0	26,483	832,544
H26/01/28	提携	210	1日	406			
27,000		210	0日	0		859,544	40
H26/02/05	提携	0	8日	3,353			
		50,000	0	0日	0	46,031	813,513
H26/02/11	提携	0	6日	2,380			
40,000		0	0日	0		853,513	2,38
H26/02/11	A T M	0	0日	0			
6,000		0	0日	0		859,513	2,380
H26/02/26	提携	0	15日	6,287			
		23,000	0	0日	0	14,333	845,180
/02/26	提携	105	0日	0			
10,000		105	0日	0		855,180	0
H26/03/26	提携	0	28日	11,677			
		28,000	0	0日	0	16,218	838,962
H26/03/26	提携	0	0日	0			
20,000		0	0日	0		858,962	0
H26/04/28	提携	0	33日	13,823			
		50,000	0	0日	0	36,177	822,785
H26/04/29	提携	0	1日	401			
		3,000	108	0日	0	2,491	820,294
H26/04/29	提携	0	0日	0			
		1,000	108	0日	0	892	819,402
H26/04/29	提携	216	0日	0			
40,000		216	0日	0		859,402	0
H26/05/28	提携	0	29日	12,154			
		22,000	0	0日	0	9,630	849,772
H26/05/28	提携	0	0日	0			
		1,000	0	0日	0	1,000	848,772
H26/05/28	提携	0	0日	0			
10,000		0	0日	0		858,772	0
H26/06/26	提携	0	29日	12,145			
		30,000	0	0日	0	17,855	840,917
H26/06/26	提携	0	0日	0			
		3,000	0	0日	0	3,000	837,917
H26/07/09	提携	216	13日	5,312			
20,000		216	0日	0		857,917	5,312
H26/07/29	提携	0	20日	8,367			
		30,000	0	0日	0	16,105	841,812
H26/07/31	提携	0	0日	821			
		3,000	108	0日	0	2,071	839,741
H26/07/31	提携	216	0日	0			
20,000		216	0日	0		859,741	0
H26/08/29	提携	0	29日	12,158			
		50,000	0	0日	0	37,626	822,115
H26/09/03	提携	216	5日	2,004			
30,000		216	0日	0		852,115	2,004
		30,000	216	0日	0		0

H26/09/03	提携	0	0日	0			
		3,000	108	0日	0	672	851,443
H26/09/04	提携	0	1日	415			
		2,000	108	0日	0	1,477	849,966
H26/09/04	提携	10,000	108	0日	0		
		10,000	108	0日	0		859,966
H26/09/26	提携	0	22日	9,226			
		30,000	0	0日	0	20,666	839,300
H26/10/01	提携	10,000	108	5日	2,046		2,04
		10,000	108	0日	0		849,300
H26/10/01	提携	10,000	216	0日	0		2,04
		10,000	108	0日	0		859,300
H26/10/29	提携	0	28日	11,733			
		50,000	0	0日	0	36,005	823,295
H26/11/11	提携	36,000	216	13日	5,219		5,21
		216	0日	0		859,295	
H26/11/28	提携	0	17日	7,123			
		30,000	0	0日	0	17,442	841,853
H26/12/04	提携	0	6日	2,463			
		3,000	108	0日	0	429	841,424
H26/12/04	提携	0	0日	0			
		1,000	108	0日	0	892	840,532
H /12/04	提携	0	0日	0			
		1,000	108	0日	0	892	839,640
H26/12/04	提携	20,000	216	0日	0		
		216	0日	0		859,640	
H26/12/28	提携	0	24日	10,061			
		30,000	216	0日	0	19,507	840,133
H26/12/30	提携	0	2日	819			
		1,000	108	0日	0	73	840,060
H26/12/30	提携	0	0日	0			
		1,000	108	0日	0	892	839,168
H26/12/30	提携	20,000	216	0日	0		
		216	0日	0		859,168	
H27/01/26	提携	0	27日	11,312			
		22,000	0	0日	0	10,472	848,696
H27/01/26	提携	10,000	0	0日	0		
		0	0日	0		858,696	
H27/02/26	提携	0	31日	12,981			
		22,000	0	0日	0	9,019	849,677
H27/02/26	提携	10,000	0	0日	0		
		0	0日	0		859,677	
H27/03/27	提携	0	29日	12,157			
		23,000	216	0日	0	10,627	849,050
H27/03/28	提携	10,000	108	1日	414		414
		10,000	108	0日	0		
H27/04/27	提携	0	30日	12,568			
		22,000	0	0日	0	8,910	850,140
H27/04/27	提携	0	0日	0			
		1,000	108	0日	0	892	849,248
H27/04/27	提携	10,000	108	0日	0		
		10,000	108	0日	0		859,248
H27/05/26	提携	0	29日	12,151			
		23,000	216	0日	0	10,525	848,723
H27/05/27	提携	10,000	0	1日	413		413
		10,000	0	0日	0		
H27/06/26	提携	0	30日	12,563			
		23,000	0	0日	0	10,024	848,699

H27/06/26	提携	0	0日	0			
10,000		0	0日	0		858,699	(
H27/07/27	提携	0	31日	12,981			(
22,000		0	0日	0	9,019	849,680	(
H27/07/27	提携	108	0日	0			(
10,000		108	0日	0		859,680	(
H27/07/29	提携	0	2日	838			(
2,000		0	0日	0	1,054	858,626	0
H27/08/26	提携	0	28日	11,724			0
22,000		0	0日	0	10,276	848,350	0
H27/08/26	提携	0	0日	0			0
10,000		0	0日	0		858,350	0
H27/09/29	提携	0	34日	14,232			0
22,000		216	0日	0	7,552	850,798	0
H27/09/29	提携	0	0日	0			0
1,000		108	0日	0	892	849,906	0
H27/09/29	提携	108	0日	0			0
10,000		108	0日	0		859,906	0
H27/10/26	提携	0	27日	11,322			0
22,000		0	0日	0	10,570	849,336	0
H27/10/26	提携	0	0日	0			0
10,000		0	0日	0		859,336	0
/11/30	提携	0	35日	14,667			0
23,000		0	0日	0	8,333	851,003	0
H27/11/30	提携	0	0日	0			0
2,000		108	0日	0	1,892	849,111	0
H27/11/30	提携	0	0日	0			0
1,000		108	0日	0	892	848,219	0
H27/11/30	提携	108	0日	0			0
10,000		108	0日	0		858,219	0
H27/12/28	提携	0	28日	11,718			0
25,000		0	0日	0	13,174	845,045	0
H27/12/28	提携	0	0日	0			0
10,000		0	0日	0		855,045	0
H27/12/28	提携	108	0日	0			0
4,000		108	0日	0		859,045	0
H28/01/27	提携	0	30日	12,536			0
22,000		0	0日	0	9,356	849,689	0
H28/01/27	提携	0	0日	0			0
10,000		0	0日	0		859,689	0
28/01/27	提携	0	0日	0			0
1,000		108	0日	0	892	858,797	0
H28/02/19	A T M	0	23日	9,606			9,606
1,000		0	0日	0		859,797	0
H28/02/29	提携	0	10日	4,181			0
22,000		0	0日	0	8,213	851,584	0
H28/02/29	提携	0	0日	0			0
1,000		108	0日	0	892	850,692	0
H28/02/29	提携	0	0日	0			0
1,000		0	0日	0	1,000	849,692	0
H28/02/29	提携	0	0日	0			0
10,000		0	0日	0		859,692	0
H28/03/30	提携	0	30日	12,543			0
23,000		0	0日	0	10,457	849,235	0
H28/03/30	提携	0	0日	0			0
10,000		0	0日	0		859,235	0
H28/04/27	提携	0	28日	11,700			0
22,000		0	0日	0	10,300	848,935	0

H28/04/27	提携	108	0日	0		
10,000		108	0日	0	858,935	(
H28/05/30	提携	0	33日	13,785		(
25,000		216	0日	0	10,891	(
H28/05/30	提携	108	0日	0	848,044	(
10,000		108	0日	0		(
H28/06/29	提携	0	30日	12,519	858,044	(
22,000		0	0日	0	9,373	(
H28/06/29	提携	108	0日	0	848,671	(
10,000		108	0日	0		(
H28/07/28	提携	0	29日	12,110	858,671	(
22,000		216	0日	0	9,566	(
H28/07/28	提携	0	0日	0	849,105	(
10,000		0	0日	0		(
H28/08/28	提携	0	31日	12,952	859,105	(
25,000		0	0日	0	12,048	(
H28/08/28	提携	0	0日	0	847,057	(
10,000		0	0日	0		(
H28/08/28	提携	0	0日	0	857,057	(
8,000		108	0日	0	7,892	(
H28/08/28	提携	0	0日	0	849,165	(
10,000		0	0日	0		(
F' /09/27	提携	0	30日	12,535	859,165	(
22,000		0	0日	0	9,465	(
H28/09/27	提携	0	0日	0	849,700	(
10,000		0	0日	0		(
H28/10/29	提携	0	32日	13,379	859,700	(
22,000		216	0日	0	8,405	(
H28/10/29	提携	0	0日	0	851,295	(
2,000		108	0日	0	1,892	(
H28/10/29	提携	108	0日	0	849,403	(
10,000		108	0日	0		(
H28/11/28	提携	0	30日	12,538	859,403	(
22,000		216	0日	0	9,138	(
H28/11/28	提携	0	0日	0	850,265	(
1,000		108	0日	0	892	(
H28/11/28	提携	108	0日	0	849,373	(
10,000		108	0日	0		(
H28/12/28	提携	0	30日	12,538	859,373	(
23,000		0	0日	0	10,354	(
H28/12/28	提携	0	0日	0	849,019	(
10,000		0	0日	0		(
H29/01/27	提携	0	30日	12,563	859,019	(
23,000		0	0日	0	10,437	(
H29/01/27	提携	0	0日	0	848,582	(
10,000		0	0日	0		(
H29/02/28	提携	0	32日	13,398	858,582	(
23,000		0	0日	0	9,602	(
H29/02/28	提携	0	0日	0	848,980	(
10,000		0	0日	0		(
					858,980	0

以上

開始日
終了日

通常利率
遅延利率

備考

H25/04/16 17.800%
H29/02/28 20.000%

会員番号 :

30

口座番号 : 01 ページ : 7

これは正本である。

令和2年3月25日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判所書記官 名古屋

